

五島藩禁教政策と潜伏キリシタンの評価 —熊本藩と天草の比較を通じて

安高 啓明

はじめに

天文 18（1549）年にフランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、日本にキリスト教が伝来する。これ以降、九州の諸大名たちは、南蛮船を誘致する動きをみせ、来日した宣教師は各地で布教活動を展開した。混沌とする社会状況や既存宗教である仏教への不満なども相まって、多くのキリシタンが誕生していった。キリスト教は、武家・武士社会へと展延し、平戸領松浦家の重臣である籠手田安経（アントニオ）と一部勘解由（ジョアン）が天文 22（1553）年に“キリシタン領主”、永禄 6（1563）年には大村純忠が改宗して、初めての“キリシタン大名”となつた¹。大名・領主層のキリシタン化は、集団改宗の動きを助長し、国内でキリシタンが生まれる土壤が形成されていったのである。

キリシタン領主は、支配権を強化、安定させ、さらに、信仰を強めるに従って、仏教徒への寛容な精神を失っていくことになる。そして、領主層は、キリスト教の信仰を通じて、領民らに共通の倫理的規範と戒律を武器に家臣統制と領民支配を容易たらしめると信じていた。そこに、封建的支配を貫徹しようとした領主の思惑が見出せるのである²。一方で、イエズス会宣教師による草の根的な布教活動もあり、現状に不満をもった領民の改宗も相次いでいった。

本稿で対象とする五島にキリスト教がもたらされたのは、永禄 9（1566）年のことである。宇久淡路守純定がトルレスに来島の要請をしていたものの、宣教師の不足から 2 年間膠着状態が続いていた。ようやく派遣の目処が立つと、アルメイダとロレンソの 2 名が五島へ遣わされている³。アルメイダは医師免許を有した修道士であるのは周知の通りで、至急、医師を派遣してもらいたいとの懇請を受けての人選だったと考えられる。なお、アルメイダは豊後の府内で西洋式病院を設け、さらに、永禄 9 年には天草へも訪れてキリスト教を伝えている。アルメイダは、「1566 年 1 月 15 日に（口之津）の岸から 35 里ほど離れていると思われる五島の島に向かって口之津で乗船しました」と述べるように⁴、島原の口之津から出港すると、福田を経由して、五島へ到着したのであった。

こうして五島にもキリスト教がもたらされたものの、幕府の禁教政策の影響を受けていくことになる。島原天草一揆以降、全国的に禁教政策は厳しさを増すなか、五島もこれに漏れず寺請制度や宗門改が実施されている。これらは、五島藩が主導するものだが、絵踏（影踏）に關

しては、長崎奉行所からの踏絵の貸与を受けて実施している。ここには禁教政策（踏絵の貸与）を通じた長崎奉行の支配権の拡充と秩序形成が図られていたのである⁵。こうして表立ってキリストンとして生活できない禁教社会が形成されていくと、キリストンたちは“潜伏”信仰する道を選んだ。それは宗門改に応じていれば自らの信仰を維持することができると考えたためで⁶、宣教師ら指導者が不在のなかで、日本キリスト教は新たな宗教的昇華を果たしたと評価できる。また、五島は、離島故の閉塞的な状況におかれていたが、移民の受け入れや、近隣諸藩とも商業的取引をしていたことを確認でき、キリストンとしての信仰形態を保持する環境が、“交流圏”を通して築かれていた。

以上の五島における布教期から禁教期までの過程を踏まえた上で、本稿では、五島藩が断行した禁教政策とそのもとで創出された信仰形態という両側面から、潜伏キリストンの実態的評価を試みる。幕府により確立された禁教政策が、五島においてどのように貫徹され、禁教社会が形成されていたのかを検証していくとともに、潜伏キリストンたちが信仰を維持した“ツール”を明らかにする。現在、五島キリストン史については、五島藩庁が置かれた福江島（現在の五島市）を中心に研究が進められている状況にある。そこで、ここでは中通島・若松島といった、現在、新上五島町にあたる地域を中心に検討を加えていくことにする。島嶼部における禁教政策の実態、ならびに潜伏キリストン社会の形成過程について提示していきたい。

1 影踏の実施と村請の状況

五島藩では正保3（1646）年に、長崎奉行所から板踏絵を借りて宗門改を行なっていることが確認されている。なお、この年は、幕府が宗門改役を設置した年であることは看過できず⁷、中央と連動した地方の動きと評価できる。ここで、五島藩が借用した板踏絵とは、信心具（メダイ）を板に嵌め込んだもので、紙踏絵に代わるものとして導入された。後述する真鑑踏絵とは異なり、キリストンには心的ダメージを与え、初期禁教政策の骨子として位置付けられる。板踏絵の貸与を長崎奉行から受けたことは、長崎奉行所管轄で禁教政策を遵行するという五島藩の姿勢を示していたといえる。

長崎で寛文9（1669）年に真鑑踏絵が製作されると、他藩同様に五島藩でもこれを借りるようになり、領内では正月中旬から始められた。長崎奉行所から2枚の踏絵を借用しており、上五島・下五島にそれぞれ役人を派遣し、最後に家臣が影踏をして終了となった。影踏が終わると踏絵は長崎奉行所に返却、各村では「切支丹宗門改証」の作成に着手し、7月から12月の間に提出することになっていた⁸。長崎奉行所から踏絵を借用すると、期日通りに返却しなければならない。島嶼部を抱える五島藩は、天候の影響を受けやすいため、首尾よく影踏を行なう必

要があり、遅滞ない実施が求められていたのである。

宗門改にあたっては、村方にも相応の負担があった。それは、影踏で巡回する役人たちへの対応であり、五島領の奈良尾村で文化6（1809）年2月6日から行なわれた宗門改で要した費用や饗応の内容が「宗門方雜用覚帳」（新上五島町鯨賓館ミュージアム蔵）に収められている⁹。ここから奈良尾村では、「生鯛」（代銀4匁5分）、「大根」（代銀1匁）、「半紙一筆」（代銀2匁3分）、「酒壺升五合」（代銀2匁7分）、「こんにゃく十丁」（代銀7分）、「山芋十本」を用意していることがわかる。そのほか、「豆腐」、「酒」、「茶」、「香物」、「乾物」、「塩鯛」、「切昆布」、「割鰯」、「牛蒡」、調味料として「酢」、「醤油」なども計上されており、これらは役人を迎える側の負担として支出している。こうした巡回役人に対する接遇は、村請で行なわれていた実態を裏付けるものである。

巡回する役人の立場によって、食事内容はかわっている。前述した食材は、宗門方役人である本村久之丞・白髭茂吉・大濱喜馬太と、付人7人、供3人に対して提供されたものであり、その但書きには、「宗門方御廻勤之節二月十日昼迄十一日朝迄老人前ニ三賄ツヽ」として、あわせて「三十九賄」と記され、13人に3食を用意していたことを示している。さらに、坪井惣助・坪井勢右衛門・小頭大五郎と、筆者1人・供1人に対して、但書きに「二月六日昼迄十一日朝迄老人前ニ五十五賄ツヽ」、あわせて「六拾四賄」とある。次いで、家老が巡回した時については、「御家老様入目」として、別立てで下記のようにある。

一生鯛八枚 八十五かへ 代六匁四分

此内式枚 岩瀬浦行

一同六枚 代六匁 但、御初廻リニ付掛中角別之勤方成ル

一十〇九匁六分 但、鳥目壱貫文代

御藏奉行遣方

一同四分 但、苧・青差樽封メ用捨成候

一新樽三ツ 内二ツ三升入壺ツ二升入 代拾九匁五分

廿一日

一こんにゃく十丁 代七分

同日

一醤油壺升 代壺匁式分

同日

一酒式升 代三匁六分

同日之夜

一そめん 代三匁

一六匁 ①花代 尤安三郎三味せん用成ル

一生菓子壺盆 代式匁八分

一酒七升五合 代十三匁五分 ②但、献上酒ニ成ル

一割鰯拾三丸 代三拾式匁五分 右掛中樽肴代成ル

廿二日

一豆腐八丁 代六分四厘

同日

一こんにやく十丁 代七分

一生鯛四枚 岩瀬浦行 代三匁式分

一五分 兄上鯛付塩代

廿二日夜

一塩鯛三枚 代式匁五分五厘

同日

一生こんにやく十丁 代七分

右岩瀬浦中より仕出

一山芋十本

一白酒四合 代九分六厘

右之通御家老様之節入用、尤豆腐・こんにやく・ゆで山芋・かまほこ・せり、其外用意之品ハ皆岩瀬浦へさかい重へ入仕出候、

メ百十七匁四分五厘

これは、2月20日から22日夜に至るまでの村方における家老への応対を伝えている。「生鯛」や「塩鯛」、「割鰯」、「豆腐」、「こんにやく」（蒟蒻）、「そめん」（素麺）、「山芋」などの食材のほか、「醤油」の調味料が巡回を迎えるにあたっての必要経費として計上されている。また、「酒」や「白酒」に加え、「生菓子」、「花代」（下線部①：安三郎の三味線演奏代）までも挙げられており、接遇にあたっては、様々な嗜好品や遊興が用意されていたことがわかる。また、「献上酒」が経費として挙げられており（下線部②）、村による饗應の実態が示される。幕府が求める厳肅な禁教政策の敢行とは相反し、村側では上級役人のもてなしの体を為していたのである。家老一人に対して、総額117匁4分5厘がかかつており、そのほかの巡見する宗門方役人を加えれば、村側には相応の負担を強いていたことは明瞭である。

村方には経費負担ばかりでなく、人的負担も生じていた。文政11（1828）年に行なわれた宗門改について記した「宗門改人数取立帳」（新上五島町鯨賓館ミュージアム蔵）をみれば¹⁰、奈良尾村東掛に属する村々から人数を差配していることがわかる。ここには、「百九拾七人」や「三

百六人」とあるが、家老や宗門改役の巡回を補佐するために、これらの人数を戸別単位で割り当てている。ここに記されたものたちにも日当が計上されるため、宗門改に要する費用は、村方では相当にのぼっていたのである。影踏にあわせて宗門人別改帳が作成、これが役所に提出されて宗門改は終了することになるが、その際の紙や筆なども村側で用意しており、宗門改は藩当局が主導するものの実質的には村請により維持されていたのである。

2 類族改の規則と制度化

宗門改政策のひとつに類族改があるが、これは、キリストンだったものの血縁者を把握、統制するための制度である。幕府は、寛文4（1664）年に諸大名に対して専任の宗門改役の設置を命じ、同11年には宗門人別帳の作成を義務付けた。さらに、貞享4（1687）年には、キリストン類族帳の作成を命じ、毎年7月と12月に提出を求めていた。こうして段階的にキリストンは統制されていき、「類族改帳」と「宗門改帳」をあわせて、キリストン探索制度が完備されることになったとも評価されている¹¹。

類族改が指示された貞享4年の覚書によると、類族は、かつてキリストンだったもの（棄教者）を「本人」、棄教する前に生まれた子供を「本人同前」とし、棄教後に出生した子供を男女ともに「類族」としている。類族は「本人同前」から男系5代、女系3代とされたが¹²、地域によってはその範囲や管理の実態は異なっている。例えば、天草の場合、系譜上で女性を挟むと「類族除」となるところ、次代の男子（5代）までを類族と認定しており、そこには地域性が生じていた¹³。また、元禄8（1895）年6月、幕府は男子の類族範囲を6代（耳孫）、女子の類族を3代までとし、さらに、生死・結婚・離婚・転居・改名などの異動を記載した類族帳の作成を命じたのであった¹⁴。

幕府により示された類族規定は、天草でみられたように弾力性があり、その運用は緩和されない限り各藩に委ねられていた側面がある。これは、幕府法の遵守を求めた趣旨に通じるもので、具体的な施策はある程度地域に委任されていたのである¹⁵。例えば、熊本藩を例にみてみよう。熊本藩は禁教を遵守し、幕府の意向を伺ながら影踏（絵踏）を導入、市中・在中で積極的に展開していたことで知られる¹⁶。そして、類族改にあたっても、責任部局として「類族方」を設置し、市中・在中の監督強化を図っていた。その設置経緯や類族の管理状況、さらには影踏の状況について、「旧章略記」（熊本大学附属図書館永青文庫寄託資料）のなかで確認することができる¹⁷。

一元禄六年 公儀宗門御支配方より之御差図之由ニ付而、類族方根取住田五助・荒木文右衛門与申者江戸江被指越、類族元帳四拾三冊被差出候、元帳ニハ加藤家御領國之時より^{転切古}

支丹系を引候而、書立候帳ニ而御座候、右元禄六年以來每年七月・十二月之御届不時ニ
も問答有之來り、類族方役間ノ始リニ而御座候、御役所ハ乾御櫓ニ而上聞ハ御城代宝暦以来之御留守居大頭
其下ニ類族御改役与申候而、御番方之内カ相勤附属之根取・物書相詰居候、宝暦六年以來分職御奉行カ右御用承御改作ニ相成候事、

一町家・農家宗門改ハ影踏与申候而影板有之候を踏ミ申候、在中ハ御郡代見届、町ハ町御奉行見届、熊本町ハ町方根取見届申候、右影板与申候ハ切支丹之像ニ而板に彫込有之候数四ツ類族方ニ納リ居申候、踏初ノ年月分不申候、毎年正月カ四月中影踏相済七月ニ至り宗門改相済候段相達、江戸江者御飛脚を以十月御証文ニ而被遊 御届候事、

一古転切支丹之者カ御取揚ニ相成候書物繪類族方ニ有之候事、

一公儀江出候御帳ニも古転切支丹与申文字有之候、寛永頃切支丹宗ニ而果候者之伴孫等古切支丹之子・孫・曾孫・玄孫与認メ候、転切支丹者其頃切支丹宗ニ而有之候処、回心いたし仏法ニ宗旨を転し候者之伴・孫等転切支丹之子・孫・曾孫・玄孫与認メ有之候事、一類族ハ其身・伴・孫・曾孫・玄孫五代ニ而切レ申候事、

これによれば、元禄6(1693)年に幕府宗門方からの指図によって、類族方根取二人（住田・荒木）が江戸に行き「類族元帳」43冊を提出していることがわかる。「類族元帳」には、加藤家による領国支配時からのキリストンの系譜（転びキリストン・古キリストン）が認められていた。なお、ここに挙げられた「類族元帳」は、「古切支丹之類族存命帳」として一部現存している¹⁸。以降、毎年7月と12月に提出され、不時の対応もあるため、類族方役間が設けられた。城代の配下で番方に勤めている根取と物書が対応していたが、宝暦6（1756）年からは、分職奉行から指示を受けることになっている。このように、前述した幕府の命令（元禄8年）よりも2年前に熊本藩では類族帳を提出しており、類族の監視にも応じていることが看取される。なお、この時、細川領内の類族は、約5,400人だったという¹⁹。

町人や百姓の宗門改は、影板を踏ませる「影踏」（絵踏）をしており、在中は郡代、町中では町奉行、熊本町では町方根取がこれを見届けた。影板とはキリストンの像を板に嵌め込んだもの（=板踏絵）、類族方で4点を管理している。影踏がいつから始まったかは不詳とあるが、寛永11（1634）年には実施されていたことが確認され²⁰、毎年、正月から始まり4月中には終了し、7月に宗門改が済んだという連絡をしている。江戸には飛脚によって10月に証文で通達されていた。また、古キリストン・転びキリストンから取り上げた書物や絵画は、類族方で管理されている。

公儀へ提出した帳簿にも、「古転切支丹」の文字があったという。寛永期頃にキリストンとして死去した者の伴や孫などを、「古切支丹」の子・孫・曾孫・玄孫と記したという。「転切支丹」とは、当時はキリストンではあったが回心（棄教）して仏教徒に転じた者で、その伴・孫等な

どを添記した。熊本藩では「転切支丹」(其身)の子・孫・曾孫・玄孫までを類族として管理し、これ以降は除外すると定義している。ここにある「其身」というのが、「古切支丹」かつ「転切支丹」の「本人」を指しており、その後、玄孫までの五代が類族とされたのである。以上のことから、熊本藩では「類族改帳」を独自の規定で表記していたことがわかる。

一方、五島藩でも「類族改帳」は作成されている。現存する「肥前国五島領転切支丹類族存命帳」・「転切支丹之類族本帳洩候者共之帳」・「転切支丹之類族進加帳」・「転切支丹之類族新洩者帳」(全て西南学院大学博物館蔵)には、東掛(奈良尾、岩瀬浦、東神の浦、鯛の浦、阿瀬津、太田)と有川掛における類族の悉皆調査の結果が記録されている。これらは相互に関連した文書で、五島藩の類族改が台帳管理された動向としてとらえることができる。系統立てた類族改が五島藩でも行なわれており、文書で管理しようとしていることの証左である。

このなかから、まず、「転切支丹之類族進加帳」(西南学院大学博物館蔵)をみれば、五島藩の類族改帳の作成方針が示されている規定(覚書)が収められている。その起点となったのは、元禄3(1690)年の類族帳の幕府への提出だったことがわかる。

元禄三庚午年二月廿二日転切支丹之類族帳 公儀江納候以後之類族出生・聟・姫・養子追々相記之覚

一父系之出生者忤娘共ニ父と同宗同旦那寺、母系之出生者忤娘共ニ母と同宗同旦那寺たる
へき由被 仰出候事、

一聟・姫之儀者離別仕候得者、其通御届在之、類族外レ本之平人罷成候、重而病死曲事之
節不及御届候由被仰出之候事、

一養子之儀者養父母と出入有之節、其通御届有之段、公義之御指図次第たるべき事、

一男者孫にても曾孫・玄孫にても縁組・離別御届無之候、其子共者父系次第類族罷成、其
通御届有之筈被 仰出之事、

一女者孫にても曾孫・玄孫ニ而も縁組・離別之御届有之候、父平人ニ而候得者不及御届、

父類族ニ而候得者父系次第類族ニ罷成、其通御届有之筈ニ被 仰出之事、

一類族之者致出家候節者、其通御届有之筈被 仰出之候事、

一類族出生・縁組・病死・離別・養子・出家、其外出入有之節者、急度御届被成候筈被 仰
出之候事、

右之趣元禄三庚午二月廿二日類族帳納り候節、切支丹御奉行藤堂伊予守様・小幡三郎左衛
門様迄被 仰出之候、以上、

元禄3(1690)年2月22日に転びキリシタンの類族帳を公儀へ納めており、これ以降の類族の出生、婚姻、養子を追記していく時の基準として7条構成でまとめられている。前述した熊本藩(元禄6年)よりも幕府への提出は早く行なわれ、類族改の制度化は、藩独自の禁教政策

として施行されていたものと位置付けられる。そして、これは、五島藩における準則として策定され、その後の類族改帳を作成する際の基準となるため冒頭に収められているのである。まず、父系の出生者（息子・娘）は父親と同宗同旦那寺、そして、母系の場合は母親と同宗同旦那寺にすることを仰せ付けられている。これにより、類族の系譜を父系か母系かにわけた上で、各々の旦那寺を通じて管理し続けようとしているのであり、江戸期に確立した寺請制度と紐付けされた制度として成立していることがわかる。

また、類族の家への婿や嫁が離別したならば届け出た上で「類族外レ」とすることにし、本来の「平人」の扱いとなった。つまり、類族は系統と“家”で管理されており、婚姻や離婚によって「平人」から「類族」、そして再び「平人」となることがあった。ここに、「平人」という概念を持ち出し、「類族」とは異なる種別を藩は設け、類族と平人とで厳正に区分していたのである。また、病死や曲事（処分）があった場合は、届出には及ばないとするが、それは家からの移動ではなく“消失”的であり、曲事は藩の統制下にあるため届出を不要としたと解される。養子の場合、養父母との間で出入りがあった時は、届出をして公儀の指図を受けるようにと仰せ付けられている。これにより、類族元への養子にあたっても、公儀からの系統管理がなされていたことが裏付けられよう。

男は孫、曾孫、玄孫であっても、縁組や離別の届出を要せず、その子供は父系からの続きで類族として、これを届けることになっていた。一方、女は孫から玄孫まで縁組・離別の届出は必要だった。父が「平人」であれば届出は必要とせず、類族ならば、父系からの類族として届け出ることになっている。類族が出家した場合も同様であり、類族が出生・縁組・病死・離別・養子・出家、これ以外にも出入りがあったならば、必ず届け出るように仰せ付けられている。ここに、類族同士で出入りがあれば父系（男系）の管理に移行することになったことが示唆される。

以上、五島藩で定められた規則に従って管理されていくことになるが、その制度は、届出の有無といった本人（村役人）を主体とするものであり、藩としては「平人」と扱いを異にする概念のなかで類族改制度を構築していたのである。そこで、当時、実施されていた類族の管理状況について、「肥前国五嶋領転切支丹類族存命帳」（西南学院大学博物館蔵）のなかから、転びキリストンの彦左衛門の事例を取り上げ、以下、順次確認していく。

転切支丹

一彦左衛門

病死

此者肥前国五嶋領太田村百姓ニ而罷有候処、七拾七年以前慶長拾九寅年切支丹御制禁被仰出候節、切支丹宗門を転、禪宗同國同領福江村大圓寺旦那ニ罷成、慶安元子年八月六日ニ病死仕、右大圓寺太田村ニ而土葬ニ取置申候、行年并父母之儀者年久敷故相知不申

候、

彦左衛門嫡女父不転以前出生本人同前

一せん

病死

此女肥前国五島領太田村百姓千助妻ニ而御座候処、寛文拾戌年三月廿四日七拾歳ニ而病死仕、旦那寺同國同領福江村禪宗大圓寺太田村ニ而土葬取置申候、

彦左衛門次男父不転以前出生本人同前

一彦左衛門

此者肥前国五島領太田村百姓ニ而罷有候処、延宝四辰年十月廿四日七拾三歳ニ而病死仕、旦那寺同國同領福江村禪宗大圓寺太田村ニ而土葬取置申候、

右之類族

先彦左衛門孫 せん嫡女

一せん 後 浄土宗肥前国五島領福江村宗念寺旦那

当年六拾八歳

元禄十三辰九月十六日七拾八歳ニ而病死

此女肥前国五島領有川村百姓藤右衛門妻ニ而御座候処、夫死去以後弟千助手前ニ罷有候、

先彦左衛門孫 先せん次女

一おた 禪宗右同村大圓寺旦那

宝永七寅四月廿一日八拾六歳ニ而病死

此女同國同領東神浦村百姓太郎右衛門妻ニ而御座候処、夫死去以後忤市兵衛手前ニ罷有候、夫之儀者右同村百姓転切支丹久兵衛嫡子故子共一所ニ父類族ニ書出候付除之申候、

先彦左衛門孫 先せん三女

一きく 宗旨旦那寺右同断

正徳五 卯 (マツ) 五月十一日八拾三歳ニ而病死

此女同國同領奈良尾村百姓十左衛門妻ニ而御座候処、夫之儀者同國同領鯛浦村百姓転切支丹三郎右衛門孫本人同前之まつ三男故、子共一所ニ祖父類族ニ書出候付除之申候、

先彦左衛門孫 先せん四男

一千助 宗旨旦那寺右同断

正徳四午八月二日七拾九歳ニ而病死

此者同國同領太田村百姓ニ而罷有候、

これは、「転切支丹」(本人)の彦左衛門を起点とした、「本人同前」や「類族」を記したものになる。彦左衛門は慶長19(1614)年の禁制が仰せ出されたことによって、キリスト教を棄教している。その際、五島藩領福江村の大圓寺(曹洞宗)を旦那寺としている。そして、慶安元(1648)年8月6日に病死すると、大圓寺によって太田村で土葬にされたという。享年や父母

については、年月が経っており不詳とする。幕府の禁教令を受けて彦左衛門は棄教しているが、その他、奈良尾村百姓忠之助や同村百姓九蔵、利助、三五郎、同村百姓源右衛門妻まつ、同村百姓三郎兵衛妻まつ、岩瀬浦村百姓忠三郎、六兵衛、久五郎、七郎右衛門など、多数がこの時の「切支丹御制禁」によって「転切支丹」となっていることを確認できる。

慶長 19（1614）年は山口駿河守直友が幕府上使として長崎に派遣され、教会堂 11ヶ所を破壊するなど、キリスト教に対して厳しさを増している国内状況だった²¹。『イエズス会報告年報』にも、「私たちの追放、教会や私たちの修道院の破壊、上だけでなく他の国々でも起きているすべてのキリスト教に対する迫害、さらには信仰のための数多くの人々の虐殺に関して得られるいとも確かな知らせが日を追うごとに異常なくなりますます増えつつあった」と記される程である²²。慶長禁教令を受けて、如実にキリスト教統制は厳しくなっており、五島においても、慶長 19 年 5 月 8 日に「切支丹禁教令ニヨリ、藩主盛利領内ノ同教徒ヲ追放ス」とあり²³、追放か棄教かを選択するように迫っていたことが窺え、先にあげた「肥前国五島領転切支丹類族存命帳」の記載と整合している。前掲の彦左衛門は、“転ぶ”こと（棄教）を選び、類族として管理されていったのである。

彦左衛門の嫡女である“せん”、次男の彦左衛門（後称）は、父親が棄教する前に出生したため「本人同前」となっている。ここにある「本人同前」とする概念として、「憲教類典」には次のようにある²⁴。

一父母不転以前之子、幼少ニ而父母ニはなれるとも本人同前ニ立事ハ、出生其まま其父ニ
而も母ニ而も功徳の水といふ物をかけ、ワカ宗門になしかたむるによりて、本人同前に
相立候由申伝候事、

父母が棄教する前の子供を「本人同前」とする理由は、出生してすぐに「功徳」の水をかけられていたためである。これにより、キリスト教にしているという彼らの作法に基づいており、本人の自意識とは別に両親による伝道が背景にあった。“せん”と彦左衛門の兩人とも病死しているが、旦那寺は父親と同じ大圓寺で、太田村で土葬されている。“せん”は千助と婚姻しながら、大圓寺を引き続き旦那寺としているのは、父系の類族として管理されていた、換言すれば「平人」（非類族）と婚姻したものと思われる。類族・非類族間でも婚姻している実態は、天草においてもみられた現象であり²⁵、地域社会において、類族も一般百姓（「平人」）として受け止められていた証左といえよう。転びキリスト教となった彦左衛門を「本人」、その子供である“せん”と彦左衛門（二代目）を「本人同前」とし、以降の系譜を類族として統制していくことになったのである。

先代の彦左衛門の孫で、“せん”的嫡女である類族の“せん”（後称）は、有川村百姓藤右衛門の妻となっている。藤右衛門が死去したことを受け、弟の千助に身を寄せている。“せん”

(二代目) は婚姻にともない旦那寺が福江村の宗念寺(浄土宗)となっているが、ここに、婚姻による人別移動、その後の転居など、類族の動向が五島藩から一貫して把握されていたことがわかる。“せん”の旦那寺の変更にあたっては、類族同士の婚姻だったと考えられ、父系から離れることになった。その後、千助に身を寄せたものの、引き続き宗念寺に身を置きつつ、類族帳は父系で管理されていたのである。

また、先代“せん”的次女である“おた”は、東神浦村百姓太郎右衛門と婚姻するが、夫が死去して以降、息子の市兵衛のところに身を寄せていた。太郎右衛門は、転びキリストンである久兵衛の嫡子であり、息子市兵衛とともに父の類族に書き出すとある。つまり、“おた”は、彦左衛門系の類族から外れ、夫方の類族に移転したことになる。先代“せん”的三女である“きく”は、奈良尾村百姓十左衛門と婚姻することになり越村しているが、十左衛門が鯛浦村の転びキリストンである三郎右衛門の孫にあたり、「本人同前」である“まつ”的三男であるとして、子供と一緒に祖父(三郎右衛門)の類族帳に掲載することになり、“きく”にとって類族の本籍である彦左衛門系からは除外されている。ここに類族同士の婚姻による管理実態が詳らかになるのである。

類族は、藩政、ひいては幕府の禁教政策に直結するため厳正に管理されるべきものだった。寺請制度に依拠した宗門改が行なわれている以上、血縁者の統制が貫徹すれば、非キリストン状態と看做されていたのである。そのため、記載に漏れがないかは後年においても照会されており、次に掲げる「転切支丹之類族本帳済候者共之帳」(西南学院大学博物館蔵)には、先の帳簿に遺脱していた人名が記載されている。文書主義の不徹底さが招いた結果であるが、ここで新たに帳簿化することにより補填したのである。そこで、前掲した彦左衛門の類族について確認すると、次のように記されている。

五之帳肥前国五島領太田村百姓転切支丹彦左衛門類族之内

本人同前せん孫 後ノ千助忤

一八兵衛 檜宗肥前国五島領福江村大円寺旦那 当酉廿八歳

此八兵衛元禄十二卯四月七日卅四歳ニ而病死

此者肥前五島太田村百姓ニ而候、

せん孫 後せん娘

一まん 宗旨旦那寺右同断 当酉卅四歳

此まん享保七寅正月廿七日六十弐歳ニ而病死

此女肥前五島太田村百姓甚左衛門妻ニ而候、

転びキリストンの彦左衛門の類族(本人同前せん孫)である八兵衛と“まん”が漏れていたとして挙げられているが、ともに病死している。病死していたとしても類族帳に記録すること

は必須であり、五島藩としては別途、帳簿に載録すべき情報と考えていた。天草でも杜撰な管理がなされ宗門改の際に報告している事例が確認されたが²⁶、五島藩で作成されていた類族帳も完全なものとはいいがたく、追加していく形で全体把握に努めていったのである。

最後に、「転切支丹之類族新洩者帳」（西南学院大学博物館蔵）においても、彦左衛門の類族が遺漏していたことを確認できる。

太田村百姓転切支丹彦左衛門同嫡女本人同前せん二男本人同前彦左衛門類族
中

せん曾孫洩者八兵衛伴

一源十郎 樽宗肥前国五嶋領福江村大圓寺旦那

元禄十三辰正月出生

此源十郎義宝暦五亥十月四日五十六才ニ而病死

彦左衛門曾孫 後彦左衛門娘

一はつね 宗旨旦那寺右同断

元禄十六未三月出生

此はつね義安永二巳八月廿九日七十壱歳ニ而病死

(中略)

太田村百姓転切支丹彦左衛門二男本人同前中ノ彦左衛門類族

一乙七 寛政十二申五歳

此乙七事文久元酉八月廿七日六拾六歳ニ而病死仕、同九月廿日宗門奉行田尾新三郎、定役青方新兵衛・中尾作馬、御代官太田新五右衛門地役場ニ而、本村忠右衛門立会ニ而引合相濟、

但寛政十二申八月大引合之節御糺之上御見出、新洩ニ被 仰付、此帳ニ相記候事、

ここには、転びキリストンの彦左衛門の嫡女で「本人同前」である“せん”と二男彦左衛門（二代目）の類族として、源十郎と“はつね”、乙七が挙げられている。それぞれ出生と病死の年月日が記載されるが、乙七に関しては、文久元（1861）年8月27日に66歳で病死し、9月20日に宗門奉行田尾新三郎と定役の青方新兵衛・中尾作馬、代官の太田新五右衛門らが立ち会って照合していることがわかる。彼らは、寛政12（1800）年8月の「大引合」（大規模な照会）の際に見つかったもので、新たに洩れていた人物として「転切支丹之類族新洩者帳」に収められたのである。

以上をふまえて、五島藩での類族管理を整理すると、慶長19（1614）年の幕府禁教令によつて多くのキリストンが棄教、これが類族改の起点となった。そして、類族同士の婚姻の場合は、妻は夫側の類族帳に記載されるようになり、その後も「大引合」をしているように、藩全体で類族に遺脱がないかの確認が逐次行なわれ、不備があれば、新たな帳簿を作成することで補完していく。ここに、文久元（1861）年の病死についても記すなど、江戸期を通して時系列かつ系統立てて総括的な照会をしていたことがわかる。遺漏が生じているのは、類族同士で婚姻

することが一般的ではなかったため煩雜となり、五島藩でも宗門改制度に従いつつ生活をしていれば、地域社会では類族も一般百姓と同等に認識されていた。五島藩当局は、「平人」と「類族」とを厳正に区別していたものの、この概念は行政的管理に留まるものであり²⁷、実態社会においての受け止め方とは異なっていたと解される。

3 移民協定と潜伏キリストンの移住

五島藩の近隣藩のひとつに大村藩がある。大村藩とは後述する移民協定を締結したほか、商業的取引もみられるなど、両藩は相互に交流圏を築いていた。キリストンとも由縁がある地域として共通するが、別個に禁教政策を行なっており、非キリストンであることを前提とした人的交流が営まれていたのである。

大村藩の宗門改は、明暦3（1657）年に起こった郡崩れを契機とする。万治元（1658）年には切支丹改奉行が新設、取り締まり体制が整えられた。切支丹改奉行の初代には、先手物頭富永五郎左衛門・豊村九郎左衛門が命じられ、彼らの元には、手代給人4人、目付給人2人、踏絵才領の鉄砲足軽4人が配された。五人組連判証文や寺請状（檀那寺契状）の徵収、庄屋が作成した人別帳との照合、絵踏による領民の宗門改が職務であり、万治2（1659）年からは春秋の二季改（地方・島方に分離）となつた²⁸。宗門改は村方の負担で行なわれていたため、村請として実施していたとされ、これは前述した五島藩と通じている。こうした禁教政策の貫徹によって、非キリストン化が進められていくとともに、大村藩は長崎奉行所から踏絵を貸与され宗門改を普く行なうことで、禁教遵守の姿勢を公儀に示していったのである。

同じく五島藩内でも行なわれていた宗門改によって表面的には領内にキリストンがいない状態となっていた。宣教師が不在、かつキリストン組織もないなかで、五島でキリストンが再興する動きは、大村藩からの移民によるところが大きかった。そもそも大村藩と五島藩の人的交流は、製陶を通じてみられたといい、明和4（1767）年に大村から陶師が来島したことで「福江小田ニテ焼物始マル」とされている²⁹。五島焼の技術の源流は、大村藩と天草の製陶技術があつたといい、大村藩であれば波佐見や長与、天草では高浜焼という指摘をみる³⁰。五島藩の交流は、大村藩と天草を射程にしながら積極的に行なわれていたといえる。

その後、展開される大村藩領から五島藩領への移住は、安永元（1772）年7月が初見で、福江島三井楽で居付の認可があったという³¹。これは、7月26日の項に「大村領ノ百姓、家主十四人（内漁夫一人）、惣人数七十八人（切支丹ナラン）、捨往来ヲ持參し居着ヲ願出デシカバ之ヲ三井楽村淵ノ元ニ置」とあることからも裏付けられる³²。本格的かつ大規模な移民の受け入れは、寛政9（1797）年に大村藩と五島藩で交された“移民協定”に依拠しており、このなか

には潜伏キリストンが含まれていたという。ここで結ばれた移民協定は、大村藩と五島藩との思惑が一致したところが大きく、寛政8（1796）年、大村藩領内では、石高に対して人口増加が顕著となっている状況にあり、家老中は2月19日に宗門奉行と郡奉行に命じて、各村に給人三人を派遣していることがわかる³³。

御領内從前々人別多御高前不相応ニ有之至後年万民之難渋眼前之事ニ候故、妻を入候年齢、且本家を離局住と申ニ男三男之内、内分ニ而名地を分取立候儀等堅不相成旨被仰付置候得共、心得違之者多段々相猥諸村共增人際限無之候付、度々前条之御趣意を存、御捷通弥堅相守候様被仰付置候得共、今以御憐愍之道理不相弁御法候者多々有之段相聞不届之至ニ候、領内において以前から不相応に人別が多くなっている現状に加え、領民が難渋するようになる事態が目前に迫っていることが示されている。人口が増えている理由として、妻帯を許された年齢に満たない婚姻、これに起因した分家の慣行を挙げている³⁴。これを心得違いしている者が多く、際限なく人が増えている事情を伝えている。さらに、百姓たちに「御捷」を必ず守るように仰せ付けているものの、今なお憐愍の道理を理解していない法が数多くあるように聞いており不届至極と断罪する。大村藩では、法的に人口抑制を図っていたものの、領民には受け入れられていたとはいえない状況にあり、「万民之難渋眼前」に陥っていたのである。

そこに、寛政4（1792）年に幕府が奨励した荒地開墾策を実現するために五島藩は大村藩と交渉、両藩協定による百姓移住が実現した³⁵。実際に行なわれた移民の状況について、『公譜別録拾遺 中』（長崎歴史文化博物館蔵）には次のように記されている³⁶。

寛政九年大村の氓^{ヒヤクシヤウ}百八人五嶋へ来る、これハ 盛運公常に五嶋ハ地広く人少ふして山林の未だ開けざるを憂ひ玉ひ、此度大村侯に乞てかの氓をこの地へ移し玉ふ、これより後大村の氓この由縁を以て五嶋へ来り、住する者数をしらす、

寛政9（1797）年に大村の「氓」（百姓・流民）108人が五島へ訪れている。これは、「千人貰い」と呼ばれる集団開拓移民の始まりとされており、以降、約3,000人以上が五島列島に移住したという³⁷。五島盛運（福江藩8代藩主）は、平素から五島は土地が広いもののが少なく、山林は未開の状態にあることを憂慮していた。そこで今回、大村侯にお願いして、「氓」を五島へ移すことでまとまったのである。今後、大村藩からの「氓」は、これに従って五島へ来ることになり、居住者の数はわからないほど多かったという。

本史料中にある「由縁」とは、大村藩と五島藩とが結んだ移民協定を指している。五島藩の要請を受けて、大村藩が応じたもので、初發で108人が送られているが、これを機に移民政策は継続していく。寛政9年には、「大村家老片山波江ノ指図ニヨリ黒崎、三重ヨリ之ヲ送ル」とあり³⁸、家老職にある片山波江が移民協定の実施を主導しており、そして、大村領の黒崎と三重の地域を移民元に指定している。

黒崎村は、かつて「外目村」と称し、天正 15 (1587) 年、長崎、浦上村、家野村とともに公領となった経緯がある。これは、イエズス会領となっていた長崎・茂木・浦上が豊臣秀吉により収公されたことを示し³⁹、その後、慶長 10 (1605) 年に長崎村と長崎新町（外町）が公領となったことで、その代地として大村領に編入している。なお、村内の竈数は 257 軒、人数 1457 人（男 727 人・女 730 人）で、219 人が法華宗、1238 人が真宗だった⁴⁰。また、三重村は、天正の初め頃には大村領となり、竈数 629 軒、人数 3430 人（男 1707 人・女 1723 人）で、3 人が浄土宗、6 人が真言宗、62 人が法華宗、3359 人が真宗という状況である⁴¹。

さらに、寛政 10 (1798) 年 12 月 15 日にも移民の計画があり、その時の様子について、次のことを確認することができる⁴²。

重
大村領ノ神ノ浦（西彼杵郡）村役橋口紋左衛門、三江村役人岩中綱右衛門福江ニ來り、乙名才津久兵衛ニ面会シ、大村領移住ノコト延引ノ次第ヲ沙汰ス

これは、第2回の移民に相当するが、神浦村役と三重村役人が福江に訪れて、町乙名才津久兵衛と面会し、大村領からの移住延引が申し出されている。この時、神浦村と三重村の役人が現地に訪れていたため、両村からの移民が計画されていたことがわかる。神浦村の状況は、竈数 1081 軒（安政 3 (1856) 年改め）、村人数は 5460 人（男 2728 人・女 2732 人）、26 人が浄土宗、106 人が法華宗、3 人が真言宗、5325 人が真宗という村内状況だった⁴³。

そして、この翌年 3 月には、「大村領黒崎ノ幸平一家妻子五人ハ、黒崎村横目宮原一郎兵衛、三重村横目松添半太夫ノ捨切手ヲ以テ来リ、居着ク」とある⁴⁴。これにより、黒崎村から移民していた実態がわかる。そして、横目から発給された捨切手を持参しており、これにより人別が除かれると、五島での正式な定住の手続きが完了することになった。

また、先に挙げた移民があった神浦村の由緒をみれば、五島への移住に関して次のように記されており⁴⁵、五島での定着と移民政策の継続性が見受けられる。

一寛政の始より当村百姓五島へ徒任せしもの凡五百人餘、彼地にて段々人数相殖へ、當時
神浦居付数ヶ所有之由、尤先年彼方より百姓所望ニ付、当村より人数遣すなり、文政三
庚辰年、大野・大中尾両郷より男女九拾七人大島新地に移る、其後猶又連々徒住す、

ここには、寛政初期から神浦村の百姓が五島へ移住すること 500 人余りだったとある。そして、五島では次第に人数が増えていき、神浦村からの居付百姓は数カ所に及んでいる。ここに移民の定住性が志向され、着実に五島で生業に就いていった実態が伺える。さらに、五島藩が百姓を所望したことを受け、神浦村から送られていることが示され、文政 3 (1820) 年には大野郷や大中尾郷から男女 97 人が大島新地へ移住、その後も度々、移住している。

以上のことからわかるように、大村領でも黒崎村や三重村、神浦村から数多くの移民がみられた。それは、大村藩と五島藩の協定に基づくものであり、両者の利害が一致したことで、ウィ

ンウインの形で実施されている。そして、移民した百姓たちには、真宗門徒が多数を占めていたことも示唆されるが、これらの地域には、潜伏キリシタンが居住していたことで知られ、移民のなかにも潜伏キリシタンが含まれていたことは周知の通りである。大村藩としては、郡崩れを経験して以降、長崎奉行主導で自藩の宗門改を確立していった結果、キリシタンがいない社会を築いていった⁴⁶。その一方で、禁教社会に適応するため、潜伏形態を選択したキリシタンたちは、五島藩への移住を決めて大村領を離れる道をとるが、そこには、五島藩が比較的緩やかな禁教政策下にあったことも背景にあった。寺請制度や絵踏（影踏）による現世的確認を受ける一方、類族改で血縁的かつ遡及的証明の担保となったが、特に類族認定を受けなかった者たちが、潜伏キリシタンとして信仰を継承、伝播していったのである⁴⁷。

4 潜伏キリシタンの交流と信心具

五島藩は移民を受け入れるにともない、潜伏キリシタンは大村領から五島の島内各所へ移動していった。なかには、僻地へ行く者もいたが、それは五島藩の差配に委ねられていたためである。とはいえ、大村領からの移民は、五島藩で築かれていた交流圏で、キリシタンとの接触が可能となったことを意味する。そして、移住者とかつての居住地との交流は続いたことが確認され、神浦村の寅吉の事例をみれば、次のようにある⁴⁸。

一真宗 年四拾式 浦百姓市蔵家内寅吉

右者日雇漁場為稼五嶋江罷渡居候処、於彼地不斗疫病相煩候段申来候付、親類之者共罷越療養為致候得共一圓快方不仕、連帰候儀出来兼候段、懸医容体書を以申出候、依之当宗門御改役分可被 仰付哉、此段奉伺候、

五月 平野永左衛門

井手條右衛門

橋口鉄十郎様

村瀬善右衛門様

これによると、日雇の漁場稼ぎで五島へ渡ってきていた寅吉がはからずも疫病を煩ったとの連絡があり、親類たちが療養のために向かっていることがわかる。しかしながら、一向に快方しないために連れて帰ることもできず、懸医師からの容態書を添えて事情を報告している。そこで、寅吉に対して今年の宗門改を仰せ付けるかどうかを伺っているのである。本件から示されるように、大村領民が五島へ行き来しているのには、神浦村百姓の多くが移住していた事情があったと考えられ、移住後も引き続き、村落間レヴェルでの交流は続けられていたと推知される。なお、今回、寅吉は「行違帳吟味之事」とも添えられ、宗門改を受けていたのかの確認

がされている。

本件は、寅吉が疫病を煩ったため五島藩から大村藩へ伝えられることになったのが起点である。そして、前掲史料に至るまでの遣り取りについては、次の文書から確認できる。

真宗 年四拾弐

寅吉

神浦之寅吉与申仁、於当地不斗疫病相煩候ニ付、拙者江相頼來候ニ付、色々与療治仕候得共、一圓快方之姿相見不申、昨今之容体ニ而ハ船駕ニ而も帰国相成兼申候、依之容体書差出申候、以上、

五月

五嶋赤崎

牧野文貞

神浦村の寅吉は、五島領内の赤崎（福江島）で疫病に罹り療養していた。そのことが牧野文貞から大村藩側へ通達されており、様々な治療を施してはいるものの良くなっているようにはみえないところある。さらには、現状の容態では船駕で帰国することも難しいと見立てており、寅吉の容態書を送付している。これを受けて、前述したように寅吉の親類が五島へ渡って治療にあたっており、大村藩としては、宗門改の際にどのように対処すべきかを検討に入っていたのである。このように、五島と大村との間で人の行き来があったことで、大村藩当局としては宗門改をベースにした往来を許容していたのである。本件の遣り取りからわかるように、徹底された宗門改の実施が、大村藩の禁教政策の厳しさを物語っており、潜伏キリストンが移住した要因ということを傍証する。

大村藩では、不在時には、宗門改を想定して必ず届出させるなど厳重に管理していた。これは、領外に出る場合でも同じであり、宗門改で行き違いがあった際に、緊密な連絡体制がとられていたことが「宗門行違人数報告延引につき開陳状」（長崎市長崎学研究所蔵）によっても窺い知ることができる⁴⁹。

以手紙啓上仕候、然者宗門行違人数五嶋迄昨日帰船仕候得共、宗門御改相済迄瀬戸へ船留置候ニ付、早速為御知不申上延引仕候段無余儀、御承知可被下候、將又各様兼御安泰被成御座、珍重之御儀奉存候、猶又小役之内迄付添差上可仕答ニ御座候得共、先日御内々申上候通、重蔵ニも未帰船不仕、残り小役共者不快ニ付、其身共斗差上申候間、宜様奉頼上候、

四月十二日

音琴政右衛門

井手條右衛門様

平野永左衛門様

これは、大村藩宗門方に宛てて出された書状であるが、「宗門行違」（宗門改が済んでいない）者たちを五島から着船させていることが記される。そして、宗門改が終了するまで瀬戸で船留にしてすぐに連絡することになっていたもののこれがなかったため、延引することになるので

承知してくれるよう述べている。つまり、帰着時の手続きに不備があったことの不満があらわれている。本件のように五島を行っていた者たちを大村領内に帰着させるなど、大村藩主導による宗門改が貫徹しており、役人の派遣など厳重な対応が窺える。そこには、貫属地で行なうことが、宗門改の原則だったため⁵⁰、郡崩れを経験した大村藩故の状況と推察できる。

しかし、大村領民が漁稼ぎに行ったことによって、宗門改が実施されなかつた事態は度々生じていた。大村藩の宗門手合から井手條右衛門と平野永左衛門に宛てられた書状によれば⁵¹、「神浦村浦漁場行違八拾余之者共手形を以被差出候処、右拾数人儀ニ候得者、各様之内可被召連答ニ而、若御病氣之節ハ小頭之者ニ而も附添可被差出答之処無其儀大様之事(後略)」とある。これには、神浦村の漁師らが「行違」(宗門改の不実施)により、80人が手形で召喚されている。しかし、十数人しか応じておらず、病人であっても小頭を付き添わせて差し出すことになっているがこれがないとし、「大様之事」(不注意)として断罪している。神浦村は既述の通り五島への移住があった地域であるが、引き続き領内においては宗門改が徹底されており、決して例外を認めていない藩の方針が看取される。しかし、前掲史料でも重蔵がいまだに帰ってきていないとあるなど、藩とは相反する領民の姿勢があった。

このほか、五島藩と交流していた地域に天草がある。それは、商業を通じたものであり、文政4(1821)年正月19日の項をみれば、「天草島富岡ノ者、鰯網商売ノタメ福江川口ニ入船シ、江湖(下大津郷)ニ居浦ヲ願出ヅ」とある⁵²。つまり、天草の富岡町の者が、鰯(鰯)商売で福江島に訪れていたことが示され、滞在を願い出ているのである。これは定例化していたようで、天草・五島間での流通圏が築かれていたことを示唆する。

天草と五島の関係について、文政7(1824)年「甲申万覚帳」(上田家文書)からも窺い知ることができる⁵³。ここには、高濱村の順幸丸が商用で出向するにあたって、下関や大坂へ寄港しているが、その前に五島の平島に立ち寄っていることが記されている。これにより、天草と五島との間で、恒常的な流通圏が築かれていたことを示しており、先の文政4(1821)年からの継続性がみられ、そのもとで人的交流も生じていたことは容易に想像できよう。

このように天草から五島へ訪れた者のなかには、潜伏キリストンも含まれていた。文化2(1805)年に起こった天草崩れで検挙されたものの供述書である「高濱村百姓之内宗門心得違之者伝來口書帳(タツトキヨウカリ)」(上田家文書)によれば⁵⁴、次のことを確認できる。

一大江村樋渡善吉^{ムカシ}伝

七兵衛

是ハ廿四・五年前五嶋江漁稼ニ参候節、博奕ニ打負候時、善吉^{ムカシ}勧ニ而此法を唱候ハヽ勝候段教申候、其節ハ成程少々勝候而錢三貫文持返申候、善吉申候ハ已來ハ大江村を向候而唱候ヘハ大江ニ御座候佛御受候段教申候、其後段々唱候而も仕合不宜、自然与相怠、凡十年計唱も不仕候、十文字判ハ受不申候ヘ共、名者付申候、

唱 アンメンゼンス丸ヤ殿

七兵衛なる人物は、24～25年前に五島へ漁稼ぎを行っていた際のことを下記のように述懐している。五島で「手遊」をしていた時、天草の大江村に住む善吉から「此法」（異宗）を唱えれば勝つと教えられたという。七兵衛は「此法」についてよく理解をしていなかったようだが、実際に少し勝つことができたようで、銭3貫文を天草に持ち帰っている。善七から教えられて以降、天草に戻ってからも大江村に向かって唱えれば、仏からのご利益を得られだろうとも伝えられている。七兵衛は、その後、何度か唱えたようであるが、特段、良いことはなく、次第に怠っていくようになったと述べたのであった。その年数は10年にも及ばなかったようで、「十文字」（十字架）の判を受けていないが、「名」（洗礼名）は「アンメンゼンス丸ヤ」と付けられていた。

このように、五島を舞台に、天草者同士での異宗への勧誘が認められる。七兵衛は実際に「手遊」で勝ったために信じるようになっているが、ここに日常生活とリンクさせて異宗が勧められていた様子がわかる。そして、天草に帰島してからもしばらくは異宗を唱えていたようだが、現実的利得が得られないと次第にやめていったという、現世利益を希求する短絡的な当時の信仰実態がわかる。一般には受け入れ難かった一方で、潜伏キリスト教にとって洗礼名を授けることによって、形式的な成果は挙げていたとも評価できる。善吉の五島での勧誘活動が功を奏した事例としてとらえることができるが、これは本来のキリスト教義とは一線を画していることは言うまでもない。

一方、天草から五島への潜伏キリスト教徒の移動も確認されている。五島に伝わる“おらしょ”的一節には、「とミをがの千人つかのお役人様」とある。これは、富岡で島原天草一揆の戦死者を祀った富岡にある「千人塚」のことであり、「富岡吉利支丹供養碑」（苔北町）として現存する。また、「ふる寺」ともあり、これは、大江村で神父が殉教した場所として今日でも祀られているところである。さらに、「今とめのつか」ともあり、今富のキリスト教墓のことを記した箇所もあって天草の情報に詳しい。これにより天草から外海へ渡った潜伏キリスト教徒の経験が混淆した“おらしょ”が五島にもたらされていたことがわかるのである⁵⁵。このように、信仰の証ともいえる“おらしょ”にも地域性が兼備されており、当時の移住形態やその経緯が反映されていた。

そのほか、旧若松町笛吹地区（現在の新上五島町）に慶応3（1867）年4月11日付「切支丹之御を志恵のり役」（新上五島町鯨賓館ミュージアム蔵）が伝えられている。これは、『聖教初学要理』にも「切支丹御教之畧」とあるため、その類本に相当しよう。全86条で構成された15丁からなるもので、問答形式で記されている。紙幅の都合上、このなかでも第3条から5条までを挙げると下記のようにある。

一きりしたんしゆとゆうハなんの物れ御座るか、
辰時ばうちすもの御水をれかり、きり志段の御を志ゑを志んじてそれに下絶まする物わ、
きり志たんれ御座る、
一あなたわきり志たんの壱人れ御座るか、
御身天帝様の御せびの上ろ私ハあく人なれと切仕段の一人れ御座る、
一きり志たんれ御座るに仍而切仕段の御志ゑを駒かに志りましよう、此御を志ゑと申奉る
ハなにれ御座るか、

御主世尽きり志と様の人にいあらわしたも御身ばて御座る、

ここでは、「きりしたん」「きり志たん」「切仕段」(=キリシタン)とは何か、そして、「御をしゑ」「御志ゑ」(=教え・教義)の考え方、「天帝」「御主」「きり志と」(キリスト)といった神々について問答している。まず、キリシタン宗について、「辰時」(=尊き) バウチスモの水を「れかり」(=授かり)、キリシタンの教えを信じて従う者は、キリシタンであると答えている。次いであなたはキリシタンの一人であるかという問い合わせに対して、天帝の「御せび」(=慈悲)の上にあり、私は悪人であるがキリシタンの一人であると答えている。最後に、キリシタンであれば、キリシタンの教えを「駒か」(=細か)に知りましょう。この教えというのは何か。御主様(=キリスト)が言い表したものであると答えている。

以上のように『聖教初学要理』の内容が若松地区にもたらされており、この類本は浦上村にも『御おしえのりやく』(カトリック浦上教会蔵)として残されている。ここにカテキズムによる当時の布教・伝道活動の一端を知ることができるが⁵⁶、長崎(浦上村)、そして、五島でも同様の布教形態が確認されることは看過できない。安政五ヶ国条約締結後も、禁教は維持されながらも、宣教師や日本人キリシタンたちによって、信仰の再萌芽が予見される環境が次第に醸成されていたのである。

おわりに

幕府の禁教政策が各地で実施されるなか、領内では幕府権威を後ろ盾にした、宗門改や類族改を貫徹することによって表層的に非キリシタン社会を形成していった。五島藩では、長崎奉行所から踏絵を借用して、影踏が展開されていたが、これにともなう饗応や接遇、宗門人別改帳の作成に要する費用など、人的、財政的負担は村側に大きくなっていた。つまり、宗門改は近世社会に定着していた村請によって維持されていたのである。そして、五島領では慶長19(1614)年の禁教令以降に棄教を促す動きがみられ、彼らを監視する類族体制が整えられていった。影踏によるキリシタンか否かの現世的把握の一方で、血縁的に管理する類族改の制度を下

支えしていたのは寺請制度であった。五島藩内でも寺院によるキリストン管理が主流であり、かつ、宗門改を担った村請制によって禁教社会が築かれていったのである。

元禄3（1690）年2月22日に転びキリストンの類族帳を公儀へ納めて以降、類族、出生、婚姻、養子などを五島藩でも厳しく監視していくことになる。熊本藩においても類族帳の提出がなされて以降、類族の管理が制度化されているように、幕府の類族制度を先駆けた動きもみられた。宗門改で寺院が関与し、行政機関の一端を担うことになったのは、寺請制度の延長線上にあったためである。その一方で、五島藩当局では「平人」との区別が概念的に取り入れられ、類族除きを射程した制度設計があったと評価できる。転出や婚姻に関する届出を要するなどの諸規則が設けられ、村役人らによる管理が主体となり、藩もこれに依拠した把握をしていて、類族の移動を妨げるものではなかったため、地域社会においても手続きを遵守した上で受け入れていた。

この考えは、大村藩との間で行なわれていた移民政策にも通じるところであり、キリストンではないことの証明さえ受けていれば、行き来は可能な状態にあった。天草の百姓らが漁稼ぎで訪れていた五島において異宗への勧誘がみられたのもそのためで、ここには、公儀による非キリストンの認定が前提にあった。天草島民が現地を離れた五島で「手遊」にあわせて布教する姿からは、潜伏キリストンの活動が決して秘密裏に行なわれていたとはいえない、現世利益に紐付けた積極的かつ強かな活動と評価できる。宗門改を制度的に維持することが禁教遵守につながっていたが、こうした厳しい禁教政策と、そのもとで展開されていた地域社会の状況とは乖離した関係にあったことがわかる。

鎖国体制の崩壊、対外的政策の転換が図られていくなかで、潜伏キリストンたちは活動を再開していく。移民による潜伏キリストン社会が形成、伝播していく一方、“おらしょ”なども伝わり信仰環境が整えられていった。さらに、開国によって新たにもたらされた教義書も伝わるなど、禁教下において、監視体制も緩やかになっていった。そこには、江戸幕府が築いていた寺請制度や絵踏（影踏）、類族改などが、形骸化していくことも大きく、こうした状況は五島藩でも同様だった。彼らは日常生活や生活環境に連動させた信仰形態を築いていたため、無理なく維持することができ、環境の変化にも対応することができたのである。さらに、五島藩では、大村藩や天草などの流通圏にリンクする形で潜伏キリストンの信仰圏が構築されていたとも結論付けられるのである。

¹ 五野井隆史「キリストン大名とキリストン武将」（五野井隆史『キリストン大名—布教・政策・信仰の実相』宮葉出版社、2017年）12～20頁。

-
- ² 五野井隆史『日本キリスト教史』(吉川弘文館、1990年) 98~101頁。
- ³ 浦川和三郎『五島キリシタン史』(国書刊行会、1973年) 5~9頁。
- ⁴ 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス著 日本史9 西九州篇』(中央公論社、1979年) 225~239頁。1566年1月15日は永禄8(1565)年12月24日に相当する。
- ⁵ 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』(吉川弘文館、2018年) 258~259頁。
- ⁶ 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』前掲書、258~262頁。
- ⁷ 清水紘一「宗門改役の成立と変遷」(清水紘一編『江戸幕府と長崎政事』岩田書院、2019年)。正保3(1646)年に井上政重へ宗門改を命じ、これ以降の変遷についても論じられている。
- ⁸ 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』前掲書、134~135頁。五島藩では、絵踏のことを影踏と称している。
- ⁹ 「宗門方雜用覚帳」(新上五島町鯨賓館ミュージアム蔵) 東掛文書132。
- ¹⁰ 「宗門改人数取立帳」(新上五島町鯨賓館ミュージアム蔵) 東掛文書203。
- ¹¹ 五野井隆史『日本キリスト教史』前掲書、241頁。
- ¹² 村井早苗『キリシタン禁制と民衆の宗教』(山川出版社、2002年) 56~58頁。
- ¹³ 安高啓明「天草一町田村と高濱村における類族改の実態—上田家新出資料の分析を通じて」(安高啓明編『長崎と天草の潜伏キリシタン—「禁教社会」の新見地』雄山閣、2023年) 151~154頁。
- ¹⁴ 五野井隆史『日本キリスト教史』前掲書、241頁。その典拠は「憲教類典」に基づいていると考えられる。
- ¹⁵ 安高啓明「幕藩制国家と地域支配」(出口雄一・神野潔・十川陽一・山本英貴編『概説日本法制史』(弘文堂、2018年) 259~296頁。
- ¹⁶ 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』前掲書、110~119。熊本藩は寛永12(1635)年に長崎奉行から「御影」(キリシタン聖具)を入手し、いち早く影踏を実施している。なお、影踏は寸志(献金)によって免除されることがあった。
- ¹⁷ 「旧章略記」(熊本大学附属図書館永青文庫寄託資料)。神番外1.2。文化9(1812)年8月に成立した藩政資料である。
- ¹⁸ 上妻博之編著・花岡興輝校訂『肥後切支丹史 上巻』(エルビス、1989年) 180~198頁。
- ¹⁹ 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』(熊本大学附属図書館、1974年) 121頁。
- ²⁰ 安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』前掲書、112~113頁。
- ²¹ 長崎県史編纂委員会編『長崎県史 対外交渉編』(吉川弘文館、1986年) 120~121頁。佐賀や唐津、平戸、大村等の諸藩の士卒を動員して破壊している。
- ²² 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集第II期 第2巻』(同朋舎出版、1996年) 181頁。長崎奉行の長谷川左兵衛が管区長に対して「国主が望んでいるので、何としてでも仲間を全員引き連れて日本から出る準備をするようにと通告した」とも記す。
- ²³ 中島功『五島編年史 上巻』(国書刊行会、1973年) 224頁。
- ²⁴ 史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第41巻 憲教類典』(汲古書院、1984年) 456頁。
- ²⁵ 安高啓明「天草一町田村と高濱村における類族改の実態—上田家新出資料の分析を通じて」前掲書、154頁。
- ²⁶ 安高啓明「天草一町田村と高濱村における類族改の実態—上田家新出資料の分析を通じて」前掲書、159~160頁。宗門改と類族改が紐付けされた管理がされていなかったとも指摘する。
- ²⁷ 天草においても、類族は預流人同様に個別にコード化されていたことが確認される(安高啓明「天草一町田村と高濱村における類族改の実態—上田家新出資料の分析を通じて」前掲書、154頁)。
- ²⁸ 大村市史編さん委員会編『新編大村市史 第3巻 近世編』(大村市、2015年) 137頁。なお、延宝元(1673)年には豊村九郎左衛門・戸田左太夫が「宗門奉行」に就任、元禄7(1694)年には澤井藤太夫と富永塙右衛門が「寺社奉行」と兼職している。
- ²⁹ 中島功『五島編年史 下巻』(国書刊行会、1973年) 652頁。
- ³⁰ 野上建紀「五島焼の窯跡と製品について-2016・2017年度の調査から」(『金沢大学考古学紀要』39号、2018年) 19頁。
- ³¹ 岩崎義則「五島灘・角力灘海域を舞台とした一八~一九世紀における潜伏キリシタンの移住について」(『史淵』150号、2013年) 43頁。
- ³² 中島功『五島編年史 下巻』前掲書、676頁。
- ³³ 大村史談会編『九葉実録 第2冊』(大村史談会、1995年) 344頁。
- ³⁴ 岩崎義則「五島灘・角力灘海域を舞台とした一八~一九世紀における潜伏キリシタンの移住について」前掲書、36~37頁。親の介護などの事情がある場合を除き、30歳以下の妻帯が以前から禁止されていたという。

-
- ³⁵ 大村市史編さん委員会『新編大村市史 第3巻 近世編』前掲書、297頁。
- ³⁶ 『公譜別録拾遺 中』(長崎歴史文化博物館蔵)。資料請求番号：福田 13 99-2 2。
- ³⁷ 佐藤智敬「五島列島・杣島における点在集落の歴史—脱カクレキリシタン史の視点」(『庶民文化』26号、2003年) 86頁。当初は福江島の平蔵・黒蔵・楠原などに居付いたが、その後、五島列島全域に再移住を繰り返しながら、各地に拡散していったとする。
- ³⁸ 中島功『五島編年史 下巻』前掲書、723頁。
- ³⁹ 清水紘一『織豊政権とキリストン日欧交渉の起源と展開』(岩田書院、2001年) 338～341頁。なお、長崎取公については、天正16(1588)年説を採用している資料もあることを指摘する。
- ⁴⁰ 藤野保編『大村郷村記 第6巻』(国書刊行会、1982年) 91～94頁。
- ⁴¹ 藤野保編『大村郷村記 第6巻』前掲書、129～134頁。
- ⁴² 中島功『五島編年史 下巻』前掲書、727頁。
- ⁴³ 藤野保編『大村郷村記 第6巻』前掲書、64頁。
- ⁴⁴ 中島功『五島編年史 下巻』前掲書、727頁。なお、「六月、切支丹ノ移住トス」と続く。
- ⁴⁵ 藤野保編『大村郷村記 第6巻』前掲書、73頁。
- ⁴⁶ 安高啓明『踏絵を踏んだキリストン』前掲書、154～157頁。
- ⁴⁷ 安高啓明「長崎と天草におけるキリストン認識と変容－体制側の視点から」(安高啓明編『長崎と天草の潜伏キリストン「禁教社会」の新見地』前掲書) 40頁。
- ⁴⁸ 「神浦村浦百姓市藏家内寅吉五島にて疫病罹患につき宗門改め実施伺」(長崎市長崎学研究所蔵) 所蔵番号：市学 70-27。
- ⁴⁹ 「宗門行違人数報告延引につき開陳状」(長崎市長崎学研究所蔵) 所蔵番号：市学 70-22。
- ⁵⁰ 天草では、長崎奉公人が呼び戻されず現地で絵踏をしていることが確認されるが、事前届出を必要としている。
- ⁵¹ 「神浦村浦百姓 80人余り宗門改行違につき開陳状」(長崎市長崎学研究所蔵) 所蔵番号：市学 70-26。
- ⁵² 中島功『五島編年史 下巻』前掲書、809頁。
- ⁵³ 上田家仮目録番号 16-226。
- ⁵⁴ 上田家文書目録番号：宗門-26。なお、「博奕=打負」が見せ消ちで「手遊」となっている点に法の整合性が図られていることがわかる。
- ⁵⁵ 島由季「天草キリストンと長崎・外海・五島系キリストンの繋がり」(安高啓明編『長崎と天草の潜伏キリストン「禁教社会」の新見地』前掲書) 186～190頁。
- ⁵⁶ 外務省官房文書課(現在の外交史料館)が1960年代に大量廃棄した浦上村キリストン資料と評価されている。稻生典太郎氏から清水紘一氏、そして現所蔵となっている(『浦上キリストン資料—四番崩れの際に没収された教理書・教会暦など』カトリック浦上教会、2012年、621～624頁)。